令和３年8月２４日

厚生労働大臣　田村憲久　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国民民主党

　　　　　　代　表　玉木雄一郎

妊婦の優先的ワクチン接種と感染妊婦の入院措置等に関する要請書

新型コロナウイルスが猛威をふるい、家庭内感染や職場感染が増える中で、多くの妊婦さん達の不安はますます高まっています。先日は、千葉県柏市で妊婦の入院受入拒否による新生児死亡という痛ましい事件も起きましたが、すでに産科医院等で妊婦の受診や入院が拒否されるケースも報告されています。

もともと妊婦は、身体的にも精神的にも不安定であり、行政も医療機関も最大の配慮をはらうべきであり、柏市のような事件は二度と起こしてはなりません。とりわけデルタ株という感染力が強く重症化しやすい新型コロナウイスルがまん延する中で、妊婦と胎児の命を守るために早急な対応が求められています。

つきましては、以下２点について、早急に対策を講じられますよう要請いたします。

１、妊婦のワクチン接種を優先するよう指示を出すこと

　妊婦へのワクチン接種については、8月14日に、日本産科婦人学会 日本産婦人科医会 日本産婦人科感染症学会が共同で、医学的にも安全性が確認されていることから接種を推奨する声明を出されている。現在、八王子市など一部の地方公共団体においては、基礎疾患を持つ者と同様に、妊婦の優先接種を実施しているところもあるが、多くの自治体では妊婦が若いこともあり、依然として接種券は送付されておらず、また送付されたとしても一般の順番待ちの扱いとなっている。

したがって、厚生労働省は、各地方公共団体に対し、妊婦ならびに家庭内感染のリスクを回避するために夫など同居家族の優先的ワクチン接種を早急に指示すること。

２、感染した妊婦に適切な入院措置を講じること

感染した妊婦については、優先的に入院措置や宿泊療養の手配を行うこと。とくに臨月を迎えた妊婦がいつでも産科医院や助産所に受入れてもらえる措置、ならびに周産期母子医療センターなど拠点となる医療機関を指定しての病床確保など、必要な支援措置を講じること。また、現存の医院等での病床確保が困難な場合に備え、地域の医療機関のネットワークを整備するとともに、妊婦の緊急搬送システムについても事前に整備すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上